

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第566号

令和6年12月3日火曜日 第566号

	◇目規	次 ◇ 則	
医療法施行細則の一部を改正する規則	告	示	(医療対策課) 835
都市計画の変更案の縦覧	Œ	誤	(都市計画課) 851
令和6年11月26日付け第564号愛媛県告示第1046号(大規模令和6年11月26日付け第564号愛媛県告示第1048号(大規模		•	
	規	則	

○愛媛県規則第43号

項の申請書

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和6年12月3日

改 正

愛媛県知事 中 村 時 広

改 正

医療法施行細則の一部を改正する規則

第1条 医療法施行細則(平成14年愛媛県規則第43号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(書	類の様式)				(書	類の様式)		
第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げ						次の表の左欄に掲げ	る書類の様式は、同表の右欄に掲	
るとおりとする。				るとおりとする。				
項	左欄	右欄			項	左欄	右欄	
1	法第113条第2項の申	特定地域医療提供機関指定申請						
	請書	書(様式第1号)						
2	法第115条第4項にお	特定地域医療提供機関指定更新						
	<u>いて準用する法第113</u>	申請書(様式第1号の2)						
	条第2項の申請書							
3	法第116条第2項(法	特定労務管理対象機関業務変更						
	第118条 第2項、第	承認申請書(様式第1号の3)						
	119条第2項及び第							
	120条第2項において							
	準用する場合を含							
	む。)において準用							
	する法第113条第2項							
	の申請書							
4	法第118条第2項にお	連携型特定地域医療提供機関指						
	<u>いて準用する法第113</u>	定申請書(様式第1号の4)						
	条第2項の申請書							
5	法第118条第2項にお	連携型特定地域医療提供機関指						
	<u>いて準用する法第115</u>	定更新申請書(様式第1号の						
	条第4項において準	<u>5)</u>						
	用する法第113条第2							

	文相 0 年 12万 5	
6	法第119条第2項にお	技能向上集中研修機関指定申請
_	<u>いて準用する法第113</u>	書(様式第1号の6)
	条第2項の申請書	
7	法第119条第2項にお	技能向上集中研修機関指定更新
	<u>いて準用する法第115</u>	申請書(様式第1号の7)
	条第4項において準	
	用する法第113条第2	
	項の申請書	
8	法第120条第2項にお	特定高度技能研修機関指定申請
	<u>いて準用する法第113</u>	書(様式第1号の8)
	条第2項の申請書	
9	法第120条第2項にお	特定高度技能研修機関指定更新
	いて準用する法第115	申請書(様式第1号の9)
	条第4項において準	
	<u>用する法第113条第 2</u> 項の申請書	
40		刘人压在法上领空中转击(提子
<u>10</u>	政令第5条の5の申 請書	社会医療法人認定申請書(<u>様式</u> 第 1 号の10)
4.4		第1号の10)
<u>11</u>	政令第5条の5の2 第2項の申請書	実施計画認定申請書(<u>様式第1</u> 号の11)
42		5011)
12	省略	
<u>13</u>	省略	
<u>14</u>	省略	
<u>15</u>	省略	
<u>16</u>	省略	
<u>17</u>	省略	
<u>18</u>	省略	
<u>19</u>	省略	
<u>20</u>	省略	
21	省略	
22	 省略	
23	 省略	
24		
25	省略	
	当略	
<u>26</u>		
27	省略	
28	省略	
<u>29</u>	省略	
<u>30</u>	省略	
<u>31</u>	省略	
<u>32</u>	省略	
<u>33</u>	省略	
<u>34</u>	省略	
<u>35</u>	省略	
36		
37	省略	
<u> </u>	H 14	

1	政令第5条の5の申	社会医療法人認定申請書(様式
	請書	第1号)
2	政令第5条の5の2	実施計画認定申請書(<u>樣式第1</u>
	第2項の申請書	<u>号の2</u>)
3	省略	
4	省略	
5	省略	
6	省略	
7	省略	
8	省略	
9	省略	
10	省略	
11	省略	
<u>12</u>	省略	
<u>13</u>	省略	
<u>14</u>	省略	
<u>15</u>	省略	
<u>16</u>	省略	
<u>17</u>	省略	
<u>18</u>	省略	
<u>19</u>	省略	
<u>20</u>	省略	
<u>21</u>	省略	
<u>22</u>	省略	
<u>23</u>	省略	
<u>24</u>	省略	
<u>25</u>	省略	
<u>26</u>	省略	
<u>27</u>	省略	
<u>28</u>	省略	

<u>38</u>	省略	
<u>39</u>	省略	
<u>40</u>	省略	

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類 **第3条** 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類 を提出することによって行うものとする。

欄
縮計画変更(変
出書(様式第42
ける休息時間確
可申請(届出)
42号の6)

様式第1号の10 省略

様式第1号の11 省略

<u>29</u>	省略	
<u>30</u>	省略	
<u>31</u>	省略	

(手続の方法)

を提出することによって行うものとする。

項	左	欄	右	i	欄
1 ~ 18					
省略					
<u>19</u>	省略				
<u>20</u>	省略				
<u>21</u>	省略				
22	省略				
<u>23</u>	省略				
24	省略				
<u>25</u>	省略				
<u>26</u>	省略				
<u>27</u>	省略				
28	省略				
<u>29</u>	省略				

様式第1号 省略

様式第1号の2 省略

第2条 医療法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号の10の前に次の9様式を加える。

樣式第1号(第2条関係) 特定地域医療提供機関指定申請書

		特	定地域医	療提供機	関指定申請書	<u></u>			
							年	月	日
愛媛県知事		様	Ŝ						
			開設者	主たる事 氏名 (法	人にあって 務所の所在 人にあって 代表者の氏	地) は、			
Harley T. Y.	管理者の氏名								
指定を受けよ うとする病院 又は診療所	名 称								
X (8 11) /K (7)	所在地								
医療法(昭和23年法律 第205号)第113条第1 項の指定に係る業務の 内容			救急医療	į	居宅等にお	ける医療	Ř		
			地域にお 困難な医		病院又は診	療所以外	で提信	共する	ことが

- 注1 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。
 - 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 医療法第113条第2項に規定する労働時間短縮計画の案
 - (2) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第81条第2項に規定する書類

様式第1号の2(第2条関係) 特定地域医療提供機関指定更新申請書

		特定	地域医療	提供機	と関指定	更新申請	青書			
								年	月	日
愛媛県知事		様								
			開設者	主た 氏名	る事務原(法人に	こあって 所の所在 こあって 長者の氏	地) は、			
指定の更新を	管理者の氏名									
受けようとす る病院又は診	名 称									
療所	所在地									
医療法(昭和23年法律 第205号)第113条第1 項の指定に係る業務の 内容			救急医療		□ 居:	宅等にお	おける医	療		
			地域にお困難な医		当該病院	完又は診	療所以	外で提	供する	ことが
現に受けてい 有 効 期 間 の		年	月	日						

- 注1 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。
 - 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 医療法第113条第2項に規定する労働時間短縮計画の案
 - (2) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第81条第2項に規定する書類

様式第1号の3(第2条関係) 特定労務管理対象機関業務変更承認申請書

	特	定労務管理対象	&機関業	美務変更承認	忍申請書			
						年	月	日
愛媛県知事	<u>.</u>	様						
			住所	(法人にあ	っては、			
		開設者	主た	る事務所の	所在地)			
		用以有	氏名	(法人にあ	っては、			
			名称	及び代表者	の氏名)			
	管 理 者							
指定に係る	の氏名							
業務の変更								
をしようと	名称							
する病院又								
は診療所	所 在 地							
医療法(昭和	123年法律第							
205号。以下		□ 救急医療		居宅等に	おける医療	Ŧ.		
う。) 第113	条第1項の							
指定に係る業	務の内容	bi i b	- > 1 + -		-14 -1		,	, ,,,=
(特定地域医	療提供機関	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困						
の場合)		難な医療						
	1 頃の指定	_ 医師法(昭和23	年法律第20	01号)第16	5条の21	第1項	の臨床
に係る業務の		研修に係る業務						
(技能向上集								
の場合)	C 01 12 134 134	□ 医師法第16条の11第1項の研修に係る業務						
		 □内科		 ·児科	□皮膚科	Γ		—————————————————————————————————————
法第120条第		□ □ 外科		形外科	□産婦人		□眼科	1 1
に係る業務の		□耳鼻咽喉科		尿器科	□脳神経		」	線科
(特定高度技	能研修機関	□麻酔科	□病		□臨床検		□救急	
の場合)		□形成外科		ビリテーション科	□総合診			
		事 項		変更	後	変	更	前
 変更しよう。	レオス東頂							
変 欠 し よ 丿	こりる事項							
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	\ TH _L							
変更の	理 由							
注1 □のあ	フ #明 14 = ま 1/2	L する□の申に	_ FΠ ± . /-	ナルファル				

- - 2 法第122条第1項に規定する特定労務管理対象機関の指定区分に応じた次に掲げる 書類を添付すること。
 - (1) 特定地域医療提供機関
 - ア 法第116条第2項において読み替えて準用する法第113条第2項に規定する労 働時間短縮計画の案
 - イ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)第81条 第2項に規定する書類

- (2) 連携型特定地域医療提供機関
 - ア 法第116条第2項及び第118条第2項において読み替えて準用する法第113条第 2項に規定する労働時間短縮計画の案
 - イ 省令第88条第2項に規定する書類
- (3) 技能向上集中研修機関
 - ア 法第116条第2項及び第119条第2項において読み替えて準用する法第113条第 2項に規定する労働時間短縮計画の案
 - イ 省令第95条第2項に規定する書類
- (4) 特定高度技能研修機関
 - ア 法第116条第2項及び第120条第2項において読み替えて準用する法第113条第 2項に規定する労働時間短縮計画の案
 - イ 省令第102条第2項に規定する書類

様式第1号の4(第2条関係) 連携型特定地域医療提供機関指定申請書

		連携型特定地	域医療提供機関指定申請書			
				年	月	日
愛媛県知	事	様				
		開設者	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)			
指定を受	管理者の氏名					
けようとする病院	名 称					
所	所 在 地					

- 注 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 医療法 (昭和23年法律第205号) 第118条第2項において読み替えて準用する同法第 113条第2項に規定する労働時間短縮計画の案
 - (2) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第88条第2項に規定する書類

様式第1号の5(第2条関係) 連携型特定地域医療提供機関指定更新申請書

	,	連携型特定地域	医療提供機関指定更新申請書			
				年	月	日
愛媛県知	事	様				
		開設者	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)			
指定の更	管理者の氏名					
新を受けまる病院又	名称					
は診療所	所 在 地					
現に受けての有効期間		年	月			

- 注次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 医療法 (昭和23年法律第205号) 第118条第2項において読み替えて準用する同法第 113条第2項に規定する労働時間短縮計画の案
 - (2) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第88条第2項に規定する書類

様式第1号の6(第2条関係) 技能向上集中研修機関指定申請書

			技能向上集	中研修	機関指定	申請書				
								年	月	日
愛媛県知事	F	;	様							
			開設者	主たる 氏名	(法人にあ 事務所の (法人にあ なび代表者) 所在地 っっては)			
指定を受け	管理者の氏名									
ようとする 病院又は診	名 称									
療所	所 在 地									
医療法 (昭 律第205号)	第119条		医師法() 研修に係る		年法律第	201号)	第16条	その 2 3	第1項	の臨床
第1項の指定に係る 業務の内容			医師法第1	16条の1	1第1項(の研修に	係る業	美務		

- 注1 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。
 - 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 医療法第119条第2項において読み替えて準用する同法第113条第2項に規定する労働時間短縮計画の案
 - (2) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第95条第2項に規定する書類

様式第1号の7(第2条関係) 技能向上集中研修機関指定更新申請書

		技能向上集中	中研修機関指定更新申請書
			年 月 日
愛媛県知事	F	様	
		開設者	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
指定の更新	管理者の氏名		
を受けよう とする病院	名 称		
又は診療所	所 在 地		
医療法 (昭和23年法 律第205号) 第119条		□ 医師法(研修に係	(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の臨床 る業務
第1項の指業務の内容	定に係る	□ 医師法第	516条の11第1項の研修に係る業務
現に受けて の有効期間		年	月 日

- 注1 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。
 - 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 医療法第119条第2項において読み替えて準用する同法第113条第2項に規定する労働時間短縮計画の案
 - (2) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第95条第2項に規定する書類

様式第1号の8(第2条関係) 特定高度技能研修機関指定申請書

特定高度技能研修機関指定申請書							
					年	月	日
愛媛県知]事	様					
		開設者	住所(法人にあ 主たる事務所の 氏名(法人にあ 名称及び代表者	所在地) っては、			
指定を受	管理者の氏名						
けようとおうというない。	名称						
所	所 在 地						
医療法(昭和23年法 律第205号)第120条 第1項の指定に係る 業務の内容		□内科 □外科 □耳鼻咽喉科 □麻酔科 □形成外科	□小児科 □整形外科 □泌尿器科 □病理 □リハビリテーション科	□皮膚科 □産婦人科 □脳神経外科 □臨床検査 □総合診療	[斗 [□精神科 □眼科 □放射線: □救急科	科

- 注1 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。
 - 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 医療法第120条第2項において読み替えて準用する同法第113条第2項に規定す る労働時間短縮計画の案
 - (2) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第102条第2項に規定する書類

様式第1号の9 (第2条関係) 特定高度技能研修機関指定更新申請書

特定高度技能研修機関指定更新申請書					年	月	日 目
愛媛県知	1事	様					
		開設者	住所(法人にあ 主たる事務所の 氏名(法人にあ 名称及び代表者	所在地)っては、			
指定を受	管理者の氏名						
けようとはおりた。	名 称						
所	所 在 地						
医療法(昭 律第205号) 第1項の指 業務の内容) 第120条 f定に係る	□内科 □外科 □耳鼻咽喉科 □麻酔科 □形成外科	□小児科 □整形外科 □泌尿器科 □病理 □リハビリテーション科	□皮膚科 □産婦人科 □脳神経外科 □臨床検査 □総合診療	. [□精神科 □眼科 □放射線 □救急科	科
現に受けての有効期間	月の満了日	年 月	Ħ				

- 注1 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。
 - 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 医療法第120条第2項において読み替えて準用する同法第113条第2項に規定する労働時間短縮計画の案
 - (2) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第102条第2項に規定する書類

様式第42号の4の次に次の2様式を加える。					

様式第42号の5 (第3条関係) 労働時間短縮計画変更(変更不要)届出書

		労働時間短縮計画変	(変更不要) 届出書	年 月 日
愛媛県外	和事	様		
			管理者 氏名	
届出する 病院又は	名称			
診療所	所在地			
労働時間知の変更の不		□有 □無		
変更しようとする		事項	変更後	変更前
事項				
変更の	理由			

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
 - 2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。
 - 3 「変更しようとする事項」の欄及び「変更の理由」の欄は、労働時間短縮計画の変更がある場合にのみ記入すること。
 - 4 労働時間短縮計画の変更がある場合、変更後の労働時間短縮計画を添付すること。

様式第42号の6 (第3条関係) 災害等における休息時間確保に係る許可申請(届出)書

災害等に	こおける休	息時間確	保に係る	許可	申請	(届出) 書			
							年	月		日
愛媛県知事	様									
发 族 宗 和 	尔									
			//· τ□ -1/.	住所						
			管理者	氏名						
許可を申請する(届	名 称									
出をする)病院又は										
診療所	所在地									
医療法 (昭和23年法 号)第123条第1項及										
後段の規定による休息										
保(以下「休息時間の										
いう。)を行わない(行わなか									
った)理由										
 休息時間の確保を行われ	ない(行									
わなかった)期間	6. (11	年	月	日	\sim	左	丰	月	日	

注 不要の文字は、抹消すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1061号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同法第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和6年12月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
新居浜都市計画道路 3 · 6 · 22西原松神子線	新居浜都市計画道路 3・5・22西原松神子線

- 2 都市計画を定める土地の区域
- (1) 追加する部分 新居浜市新須賀町1丁目、新須賀町2丁目、 新須賀町4丁目、南小松原町、東雲町1丁目、 高津町の各一部
- (2) 削除する部分 新居浜市松木町、東雲町1丁目の各一部

正誤

〇正 誤

令和6年11月26日付け第564号愛媛県告示第1046号(大規模小売店舗の新設の届出の概要等)中

ページ	箇	所	誤	正
826	左列 下から10行目		令和7年7月14日	令和7年7月12日

〇正 誤

令和6年11月26日付け第564号愛媛県告示第1048号 (大規模小売店舗の新設の届出の概要等)中

ページ	箇	所	誤	正
828	左列 上から	1 行目	24時間	午前6時から午後10時 まで

令和 6 年12月 3 日 発行 851